

総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン 改正概要（2026（令和8）年4月）

- 第1部第2章1（1）の本制度の対象となる事業所について、指定相当事業所の要件に、脱炭素成長型投資事業者による燃料の使用に伴って使用された原油換算エネルギー使用量を除いて3年連続1,500kl未滿となった事業所を追加
- 第2部第3章1（5）の燃料使用量監視点の特定について、再生可能エネルギー設備の特定については、事業所内の電気・熱の系統に接続されていない独立型の設備については把握の対象外となる旨を追加
- 第2部第5章（2）及び（3）において、都市ガス、電気、熱（産業用蒸気）の排出係数について補足説明を追加
- 第2部第7章 特定温室効果ガス排出量の訂正について、令和8年4月1日付の条例規則改正の内容に合わせ規程を整備
- 第3部第3章 基準排出量の訂正について、令和8年4月1日付の条例規則改正の内容に合わせ規程を整備
- その他軽微な修正